

国内裁判例・審決例レポート

2024年第3号

<u>「athlete Chiffon」事件</u> (知財高判令和5年10月12日 令和5年(行ケ)第10038号¹)

概要

- (1)審決取消訴訟において、出願商標「athlete Chiffon」が自他商品役務識別力を欠くとして拒絶となった事例(特許庁の拒絶審決を維持)。
- (2)指定役務分野で「athlete」と「Chiffon」の語がどのような態様で、いかなる意味にて用いられているかを一般取引実情として認定し、識別力の有無を評価した。
- (3)商標から認識される意味を一般取引実情に基づいて評価する手法に関する参考事例。

本願商標(商願2021-932312)

商標: athlete Chiffon (標準文字)

区分・指定商品/役務:第43類「飲食物の提供,宿泊施設の提供,宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ」

裁判所の判断

まず、裁判所(知財高裁)は、本願商標を構成する「athlete」と「Chiffon」の2語の辞書上の意味を認定した上で、各種ウェブサイトや新聞記事等の掲載情報から、実際に、各語が指定役務分野でどのような態様で用いられ、また、いかなる意味にて通常一般的に理解されているかを一般取引実情として認定した。裁判所による認定は、以下の通り。

◆ 「athlete」

辞書上、「athlete」は「運動選手。スポーツ選手。アスリート。」等の意味を有する。さらに、運動選手向けの菓子やパン類を含む飲食物について、商品/役務の種類を示す語として「アスリートケーキ」「アスリートパンケーキ」等の態様で広く使用されている実情が存在する。これより、「athlete 〇〇」(「〇〇」は飲食物の一般名称)の構成に接する取引者・需要者は、「運動選手向け」の商品・役務であると理解するというのが相当である。(この点、原告は、「athlete 〇〇」の商品の需要者層に、運動選手以外の、例えば健康や安全に対する意識の高い需要者も含まれ得ると反論したが、裁判所は、実際の需要者が運動選手のみに限定されるか否かは別次元の問題であるとして一蹴している。また、原告は、「athlete(アスリート)」の文字を含む多数の過去の商標登録例・使用例を挙げ、「運動選手向け」の意味に限定されない例が含まれると主張したが、裁判所は、たとえそのような事例が存在するとしても、「athlete」が一般に「運動選手向け」の意味にて理解されるとの認定を妨げないとして、原告の主張を退けた。)

◆ 「Chiffon」

一般的な英和辞典及び国語辞典に、「Chiffon」は「絹またはナイロンの軽くて柔らかい織物」や「軽くてふんわりした。」等を意味する名詞・形容詞として掲載されている。また、複合語「シフォンケーキ」が「シフォン」の意味にて用いられているとの記述がある。

さらに、以下の①~③より把握される一般取引実情を踏まえれば、「 \triangle Chiffon」(「 \triangle 」は他の既成語)の構成はシフォンケーキの種類・内容を示すと容易に理解される。(この点、原告は、「chiffon」の語を含む商標や店名であっても、シフォンケーキ以外の飲食

 $\underline{093231/CEE304E87A5BB80178A18FC9198233633C5DB4B67F8C666FBD4AA74BDB75E311/40/ja}$

^{1 &}lt;a href="https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=6039">https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=6039

https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/TR/JP-2021-



物も提供している実例が存在すると反論したが、裁判所は、たとえそうであっても、需要者の多くが「chiffon」の語をシフォンケーキの意味にて認識することに変わりはなく、判断を左右しないとして、原告の主張を退けた。)

- ① 「Chiffon (シフォン)」が「シフォンケーキ」の略であることを前提とした「 $\triangle \triangle$ Chiffon」の態様での使用例が広く散見される。
 - 「△△」が提供対象者の例=「お子様シフォン」「お一人さまシフォン」等
 - \cdot 「 \triangle 」が原材料・味の例=「バナナシフォン」「チョコシフォン」等
 - ・「△△」がイベント名の例=「バレンタインシフォン」「ひなまつりシフォン」等
- ② パン・菓子教室のメニューで「アスリートシフォン」という名称のシフォンケーキが提供されている実例がある。
- ③ シフォンケーキ専門の飲食店や店舗の店名に「Chiffon (シフォン)」が用いられている 実例が認められる。

結論として、裁判所は、本願商標からは「運動選手向けのシフォンケーキ」程度の意味合いが一般に理解されるというのが相当であって、指定役務のうち「運動選手向けのシフォンケーキの提供」に使用しても、当該指定役務分野の取引者・需要者は提供される飲食物が運動選手向けのシフォンケーキであること、すなわち、役務の質(内容)を表示したものと認識するにとどまり、商標法3条1項3号に該当するといわざるを得ないとして審決の判断を支持した。

加えて、裁判所は、本願商標を「運動選手向けのシフォンケーキの提供」以外の指定役務に使用すれば、役務の質について誤認を生じさせるおそれがあり、商標法4条1項16号にも該当するとの審決の判断についても、これを支持した。

コメント

商標審査基準によれば、商標法第3条第1項第3号該当性は、「商標が、<u>その指定商品又は指定役務に使用されたときに、取引者又は需要者が商品又は役務の特徴等を表示するものと一般に認識する</u>」場合に肯認される。すなわち、同号に規定する識別力の有無は、指定商品/役務分野の取引者又は需要者の一般認識レベルに照らして判断される。

実際の審査実務では、出願商標から認識される意味を英和辞典や国語辞典等に掲載された辞書上の意味から認定するのが常套となっているが、これに加え、識別力有無の判断主体である指定商品/役務分野の取引者又は需要者の目線でみた場合に、これらの者の一般的な理解・認識レベルを超えるか否かの検討を通じて、出願商標が登録可能な識別力を有するかを最終判断するのが原則である。

本件では、辞書上の意味を認定した上で、さらに「athlete」と「Chiffon」の2語が指定 役務の分野でどのような態様で使用され、いかなる意味で一般に理解されているかを、当 該分野の取引実情を丁寧に認定する作業を通じて評価している点が参考となる。

一方で、裁判所は、商標法第4条第1項第16号の質の誤認のおそれに基づく拒絶も維持している。本願は合計3つの指定役務を含むところ、後半2つの指定役務「宿泊施設の提供、宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ」は飲食物との関連性が薄いといえる。これらの指定役務についてまで質の誤認のおそれに基づく拒絶を維持した点については、やや行き過ぎた判断であるとの印象を禁じ得ない。

キーワード 商標、識別力、取引実情

[担当] 深見特許事務所 齋藤 恵

[注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを 意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。